

所沢市特定教育・保育施設等

重大事故再発防止検証委員会条例（案）の概要

1. 設置目的

国から自治体に対し、特定教育・保育施設等で重大事故（死亡事故等）が発生した場合に検証組織を設置して原因究明を行い、再発防止策を検討するよう求められています。所沢市で現在、重大事故は発生していませんが、万が一、重大事故が発生した際に迅速に検証を進めるため、標記委員会条例を制定します。

2. 委員会が行うこと（所掌事務）

原因究明と再発防止を目的とした委員会であるため、以下の2つを行います。最終的に、報告書を取りまとめ、市長に提出します。

- （1）重大事故の原因の究明（事実把握や原因分析等）
 - （2）再発防止措置の検討
- 責任追及や処罰を目的とした委員会ではありません。

3. 検証対象事業

国の通知に則り、「子どもを預かる事業で、市に指導監督権限があるもの」を基本とします。具体的には以下のとおりです。

- （1）特定教育・保育施設の保育事業（保育園、認定こども園など）
- （2）特定地域型保育事業（小規模保育事業など）
- （3）地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブなど）
- （4）認可外保育施設の保育事業
- （5）その他、市長が別に定める事業（日中一時支援事業など）

4. 検証対象事故

国の通知に則り、以下の2つを対象とします。

- （1）死亡事故
- （2）重篤な傷病を負う事故（意識不明等）

5. 委員構成

独立性と専門性が要求されるため、全員を外部委員（市の職員でない方）で構成します。具体的には、以下の中から5人以内で構成します。ただし、重大事故の利害関係者は委員になることができません。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 知識経験者 (大学教授等)
- (4) 特定教育・保育施設に勤務する方
- (5) その他市長が必要と認めた方 (事故内容に即した専門家等)

< 参考 > 委員会の活動フロー (国作成)

